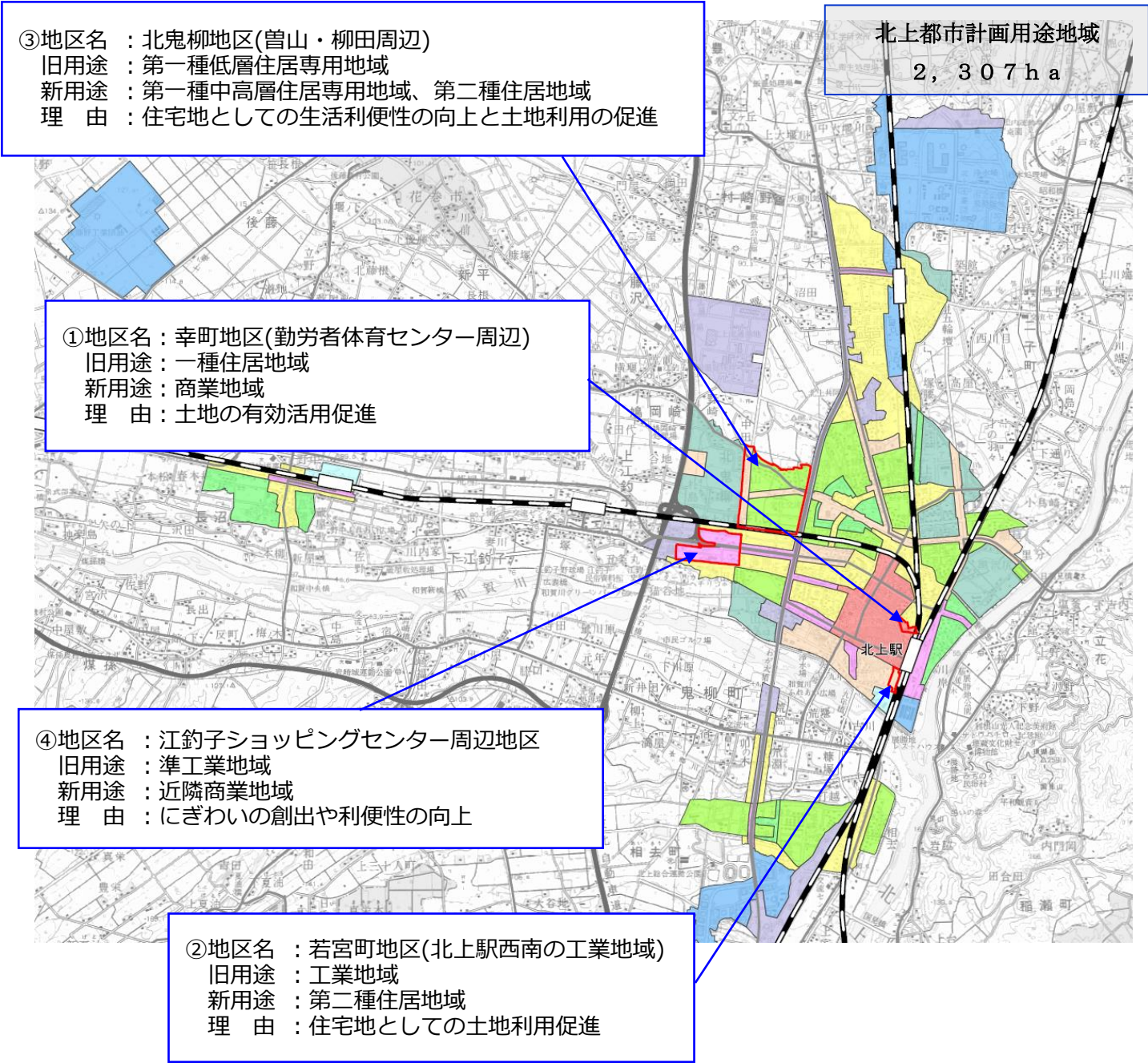


北上都市計画区域用途地域の変更について 平成29年 8 月25日北上市決定

用途地域の変更について

平成25年度に策定された北上市都市計画マスタープランの土地利用方針や一部地域の土地利用の現状との整合性に対応するため、都市計画用途地域変更の都市計画決定をするものである。

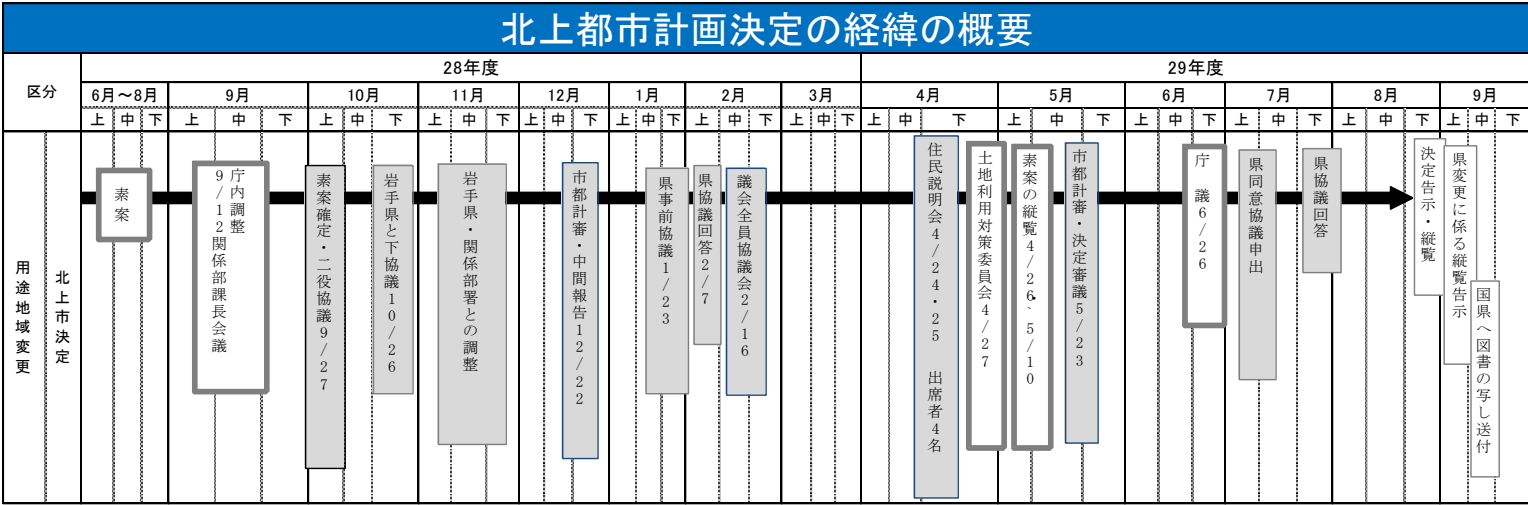
見直し検討の結果、以下の4地区について用途地域の変更をする。



○用途地域変更の概要					
地 区		変更地区面積	検討内容		都市計画マスタープラン
		(ha)	現在の用途地域	変更後の用途地域	土地利用方針
①	幸町地区 (勤労者体育センター周辺)	2	 第一種住居地域	 商業地域	※1街なか地区
②	若宮町地区 (北上駅西南の工業地域)	4	 工業地域	 第二種住居地域	住宅地隣接商業地区
③	北鬼柳地区 (曾山・柳田周辺)	49	 第一種低層住居専用地域	 第一種中高層住居専用地域	住宅地区
		16	 第一種低層住居専用地域	 第二種住居地域	住宅地隣接商業地区
④	江釣子ショッピングセンター周辺地区	24	 準工業地域	 近隣商業地域	※2都市拠点(商業業務型)

◆都市計画マスタープランの土地利用方針（参考）

- ※1街なか地区
商業・文化・行政施設などが集積し、都市の核として活力やにぎわいが創出され、北上市内外から多様な人が集う地区。
- ※2都市拠点（商業業務型）
自動車によるアクセス性がよく、商業施設や業務施設が集積していることから、北上市の商業・業務の一翼を担う核であるとともに、医療・福祉などの安全・安心を支える機能が集まる拠点。

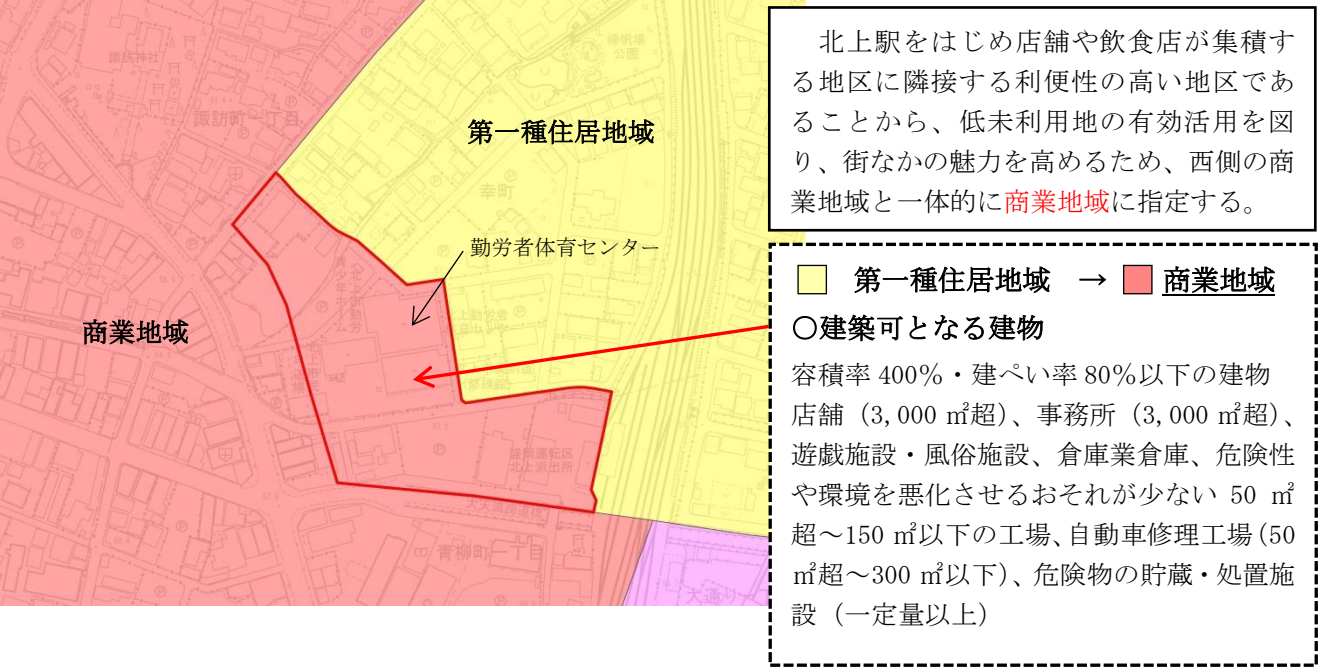


参考

- 平成 29 年 8 月末に都市計画決定の告示予定。
- ※（都）館曾山・林崎柳田線の線型変更に伴う都市計画変更を同時に予定している。
- ※ ③北鬼柳地区(曾山・柳田周辺)の都市計画用途地域の変更に併せ、平成 25 年度策定の北上市都市計画マスタープランの当該地区の土地利用方針を一部変更する。

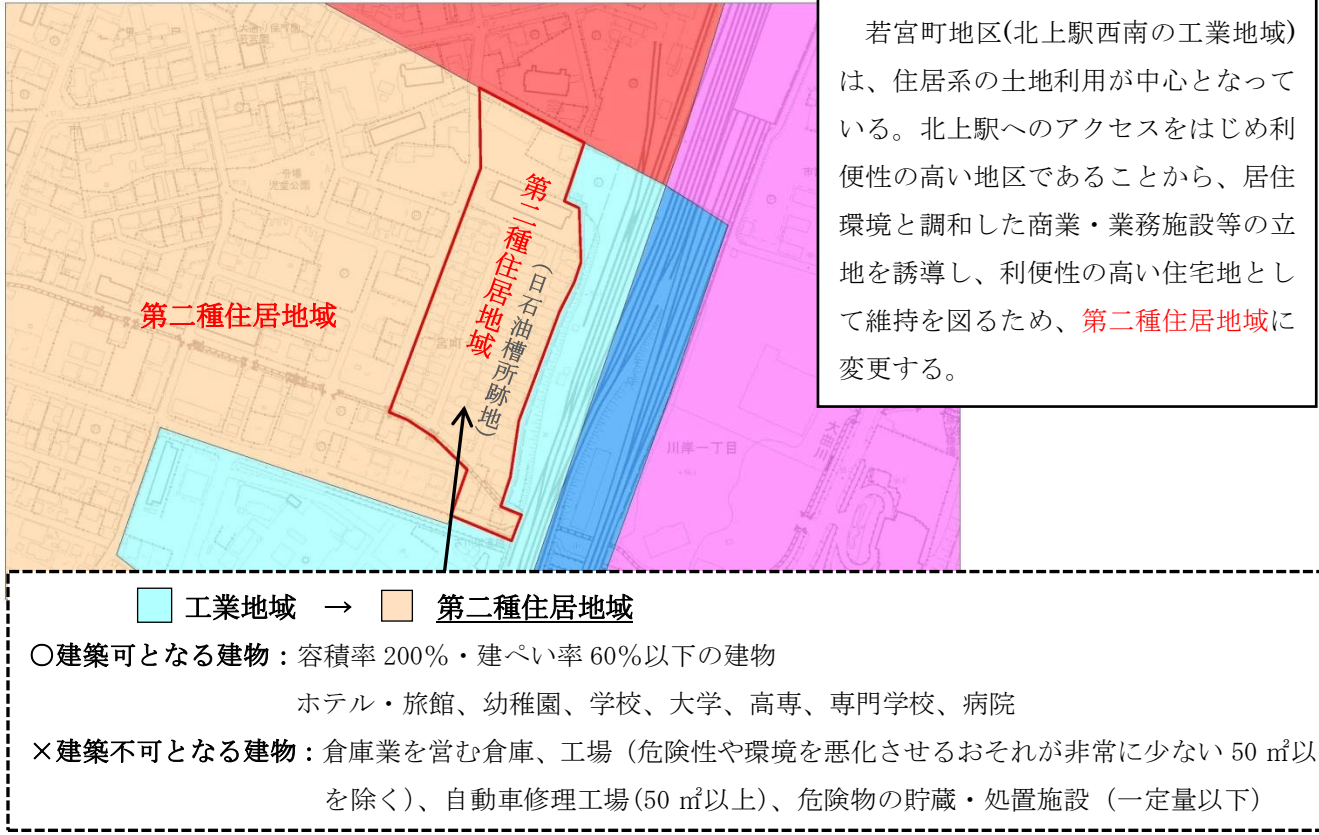
① 幸町地区(勤労者体育センター周辺) (2ha)

幸町の勤労者体育センター周辺の第一種住居地域を**商業地域**に変更する。



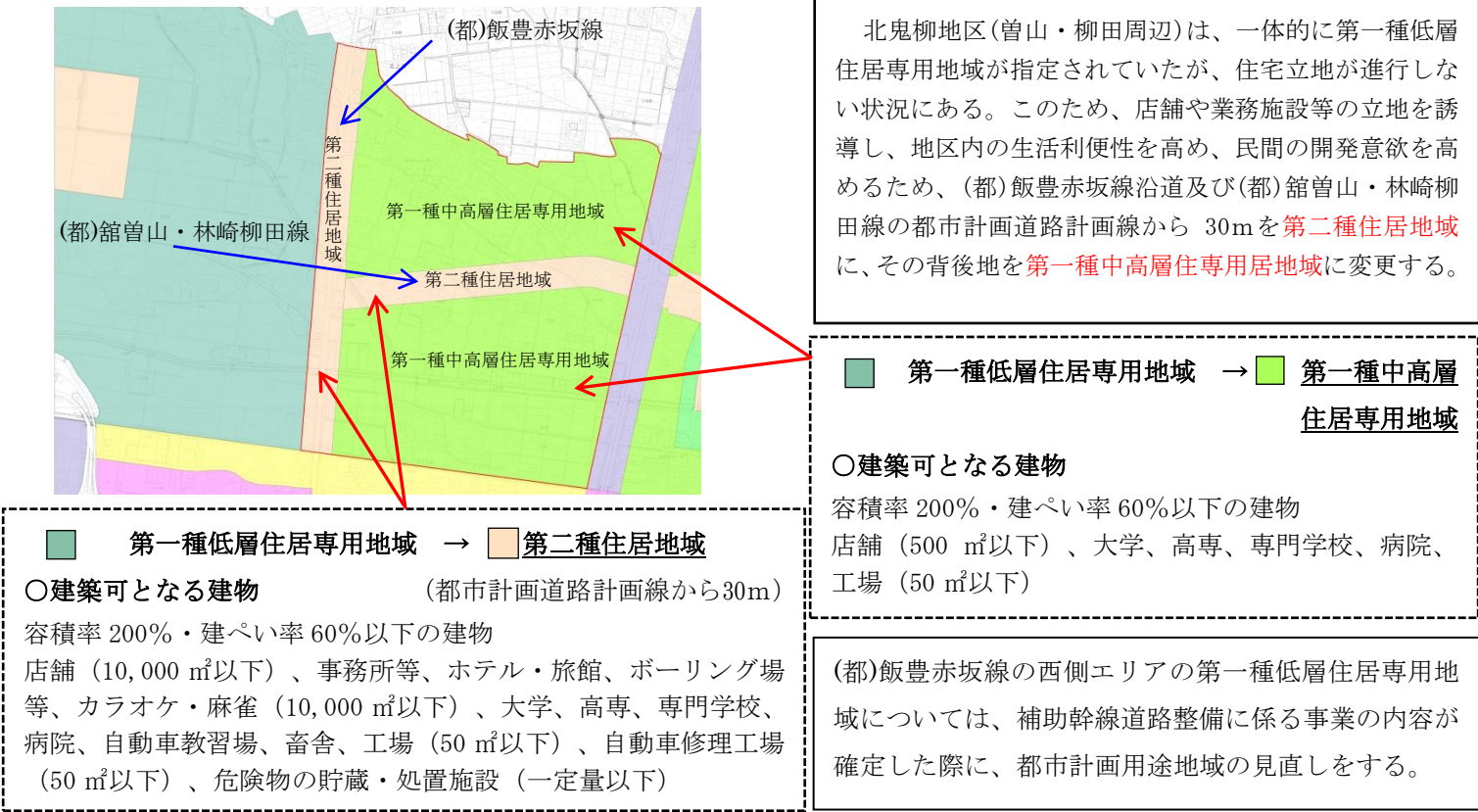
② 若宮町地区(北上駅西南の工業地域) (4ha)

若宮町の北上駅西南の工業地域を、**第二種住居地域**に変更する。



③ 北鬼柳地区(曾山・柳田周辺) (65ha)

第一種低層住居専用地域を「**第一種中高層住居専用地域 (49ha)**」と「**第二種住居地域 (16ha)**」に変更する。 ※北上都市計画マスタープランの土地利用方針も用途地域変更に併せて一部変更する。



(都) 館曾山・林崎柳田線の線形変更の都市計画決定を予定。

④ 江釣子ショッピングセンター周辺地区

江釣子ショッピングセンター周辺地区の準工業地域を「**近隣商業地域 (24ha)**」に変更する。

